

令和6年看護職員業務従事者届について

保健師助産師看護師法第33条の規定により、保健師、助産師、看護師、准看護師の資格をお持ちの方で、その業務に従事している方（派遣、パートを含む）は、2年ごとに12月31日時点での就業状況を届け出ることが義務づけられています。

本年は届出の年にあたりますので、忘れずに届け出てください。

保健師助産師看護師法(抜粋)

第33条 業務に従事する保健師、助産師、看護師又は准看護師は、厚生労働省令で定める二年ごとの年の十二月三十一日現在における氏名、住所その他厚生労働省令で定める事項を、当該年の翌年一月十五日までに、その就業地の都道府県知事に届け出なければならない。

- 届出内容 令和6年(2024年)12月31日 時点での就業状況
- 各施設への通知時期 令和6年(2024年)11月末頃
- 届出期限 令和7年(2025年)1月中旬頃
- お問い合わせ先
北海道保健福祉部地域医療推進局医務薬務課看護政策係
TEL 011-231-4111(内線25-364)